

令和5年6月1日

島田市議会議長 大石 節雄 様

中山間地域の振興に関する特別委員会
委員長 藤 本 善 男

中山間地域の振興に関する調査研究について（最終報告）

本委員会は、調査した事件の結果について、委員会条例第36条の規定により別紙のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件 中山間地域の振興策等に関する調査・研究
- 2 調査結果 別紙報告書のとおり

中山間地域の振興策等に関する調査・研究について
(中山間地域の振興に関する特別委員会最終報告書)

1 調査経過

第1回	令和4年 6月 30日	委員長・副委員長の互選
第2回	令和4年 7月 19日	特別委員会の進め方について
第3回	令和4年 8月 4日	島田市の現状について担当課から説明
第4回	令和4年 8月 30日	先進地の状況確認について
第5回	令和4年 10月 27日	今後の活動方針について 議会報告会の対応について
第6回	令和4年 11月 14日	議会報告会の振り返り 行政視察・市民との意見交換会について
第7回	令和4年 12月 7日	行政視察について
行政視察	令和5年 1月 12日	中山間地域の振興策調査 <山口県岩国市>
	令和5年 1月 13日	〃 <広島県三原市>
第8回	令和5年 2月 1日	行政視察のまとめについて
第9回	令和5年 3月 9日	活動の取りまとめ、今後の活動について
第10回	令和5年 4月 20日	他自治体の状況確認、提言書の文言について

2 調査の報告

中山間地域は、農業生産条件が不利である一方、農業生産活動を通じ、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、様々な機能を有している国土を形成する重要な地域である。

また、食料・農業・農村基本法第35条においては、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」を「中山間地域等」として規定している。この「中山間地域等」には、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法などの地域振興立法の指定を受けている対象地域が含まれ、定義されている。

現在、中山間地域では、全国的な傾向として少子高齢化、人口減少を引き金に様々な課題が山積しており、本市の中山間地域も例外ではない。こうした現状にあっても、前述のように様々な機能を有する重要な地域であるため、維持、発展に対する支援の必要性を強く感じている。

これらにより、本委員会においては、中山間地域の振興策等に関する調査・研究が諮問事項とされる、本市における中山間地域の定義に関する現状確認及び中山間地域の振興に係る条例、計画または方針を制定、策定している先進地視察の事例等を調査研究した。

3 委員会の経過及び所見

第1回〈令和4年6月30日〉

委員長・副委員長の互選を行った。

第2回〈令和4年7月19日〉

当委員会の趣旨説明と委員会の進め方を議題とし、議長からの諮問内容を確認した。また、中山間地振興に関する各委員からの意見聴取を行い、今後の委員会の進め方についての協議を行った。

第3回〈令和4年8月4日〉

本市における法的要件を踏まえ、正副委員長で調査した内容について農林水産省の農業地域類型による中山間地の定義及び地域振興五法による分類説明及び本市のどの地域が中山間地に該当するかについて説明した。

その後、農業振興課長より補足説明を受け、五和地域の一部が県知事による特認地域として中山間地特定支払交付金制度に基づく特認地域であることなどを確認し、委員から若干の意見を受けた。

次に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について、市民協働課長より説明を受け、令和8年度をもって、旧川根地域が同法の指定から外れることに対する市の取組状況に関する質疑を行った。

その後、委員から担当課へ中山間地域についての質問を行った。その答弁を踏まえ、本市の中山間地域と呼べる地域を特定し、その地域を議会として、どのように見守っていくかという仕組みづくりについて、委員間で意見を出し合い、先進地視察についての協議を行うこととした。

第4回〈令和4年8月30日〉

第3回委員会の振り返りを行った後、先進地の行政視察について、新潟県上越市、広島県三原市、山口県岩国市、周南市、宇部市の5市の特徴を一覧表として示し、委員からの意見を伺い、視察候補地に対する意見と共に、コロナ禍による感染症への対応や、費用対効果の点において現地での調査に変えて電話やリモートによる調査が望ましいとする意見があったが、行政視察の実施を可能とするよう検討することについて委員の了解を得て進めることを確認した。

また、10月に開催予定の議会報告会において、中山間地域の2か所の会場について、中山間地域の振興に関する特別委員会の委員を会場担当者とするよう、広報広聴特別委員会に申し入れることを確認した。

第5回〈令和4年10月27日〉

今後の方針の協議及び議会報告会での対応を議題とし、11月5日に開催される議会報告会において、川根支所会場と北部ふれあいセンター会場で、中山間地域の振興に関する特別委員会委員が参加し、市民意見を聴取することを確認し、第6回目の委員会で行政視察または市民との意見交換の実施について、方針決定することとした。

第6回〈令和4年11月14日〉

11月5日に開催された議会報告会における各会場の報告を正副委員長より行った後、各会場に参加した委員から補足意見を伺った。台風15号の被災後ということもあり、両会場とも災害に関する意見が多数を占めていたが、北部ふれあいセンターにおいては、過疎化の進行による学校統廃合に関する意見も多数あった。

次に、行政視察及び市民との意見交換の進め方についての協議に入り、正副委員長より、市民との意見交換も必要であるが、まずは先進的な取組みを確認した上で、地域に入っていくのが望ましいとの考えを述べ、委員からの意見を総括した上で、1月初旬に先進地の行政視察を行うこととし、広島県三原市、山口県岩国市、山口県周南市から2市を選定することを決定した。

第7回〈令和4年12月7日〉

行政視察について、視察先を山口県岩国市、広島県三原市し、日程は1月12日、13日とすることを決定し、視察先に対し事前質問を行うことなどを決定した。

行政視察 令和5年1月12日 中山間地域の振興施策調査 〈山口県岩国市〉

令和5年1月13日 中山間地域の振興施策調査 〈広島県三原市〉

山口県岩国市において、岩国市中山間地域振興基本条例に基づく中山間地振興策の調査研究を行った。広島県三原市においては、三原市中山間地域活性化基本方針に基づき策定された地域計画、地域ビジョンを含めた中山間地域振興策の調査研究を行った。

第8回〈令和5年2月1日〉

1月12日、13日に実施した行政視察について、当日の質問事項について再確認を行った後、委員からの意見を確認した。

第9回〈令和5年3月9日〉

前回までの活動を踏まえ、特別委員会としての取りまとめを行い、今後の取組について、特別委員会の提言取りまとめを行った。

第10回〈令和5年4月20日〉

他市の状況報告を行い、提言書の文言について委員間討論を行った。

4 まとめ

本市は約 315 k m²の面積を有し、その約 3 分の 2 が森林である。本市は従来から伊久身地区など辺地等を有していたが、平成 20 年の旧川根町との合併により、過疎地を有することとなり、過疎地、辺地等を含めた中山間地域を広く有している。

そうした中で、本市の総合計画では、「縮充」をキーワードに少子高齢化、人口減少が続く昨今において、人口や税収が縮小しても、真に必要な施策・事業を選択し、資源を集中させることで、地域の営みや住民の生活を充実させていく仕組みをつくることに舵を切っている。また、下位計画の立地適正化計画では都市機能の集約等を掲げている。

今後は、旧川根町地域が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の指定から外れる（卒業団体となる）こととなるが、中山間地域の重要性等を鑑み、自立したまちづくりを模索し、それを支える条例の制定、または、計画策定等の必要性が生じている。

当特別委員会では、本市における中山間地域の定義に関する現状確認及び中山間地域の振興に係る条例、計画、または方針を制定、策定している先進地視察の事例等を調査研究した事項について、今後積極的な取組が必要であることを調査研究の成果として次のとおり提言する。

中山間地域の振興に関する特別委員会 中山間地域の振興策や条例の制定等に関する提言

全国的な過疎化や高齢化の進行により、中山間地域を取り巻く環境は厳しさを増しており、市域の7割を占める森林を支える中山間地域の振興は、本市にとって重要な施策である。市の中心地域と中山間地域の均衡ある発展のためには、中山間地域の振興の重要性について、市民の共通した認識が必要であることから、島田市議会「中山間地域の振興に関する特別委員会」では、中山間地域の振興策や条例の制定等の調査・研究を行った。

調査の結果として、立地適正化計画において都市機能集約等のビジョンが示される一方、旧川根町地域においては令和8年度（令和9年3月31日）をもって、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の指定から外れる（卒業団体となる）ことを改めて認識し、法的根拠に基づく過疎対策事業債を活用した事業の終了による地域振興策の衰退が懸念される状況である。

また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で定められた旧川根町地域に属さない中山間地域が本市には存在しているが、明確な地域指定は行われていない状況であることが判明し、市の主要施策において中山間地域という表現が使われる場面があるが、中山間地域の範囲について、市の共通した認識があるとは言い難い状況である。

このことから、本市における中山間地域の振興策を検討するため先進地の行政視察を実施し、山口県岩国市においては、市域の9割が中山間地域であることを踏まえ、中山間地域活性化の推進を図るため、中山間地域振興施策基本条例が機能していることを確認できた。また、広島県三原市においては山口県岩国市のような条例制定はないが、新たに地域経営方針に基づいた地域ビジョンが策定され、地域にとってインセンティブのある財政支援策が講じられていることなどが確認できた。

この調査状況を踏まえ、以下のとおり島田市議会「中山間地域の振興に関する特別委員会」として中山間地域の振興策や条例の制定等についての提言とする。

提言

1. 本市における中山間地域の定義を明確化し、中山間地域振興施策基本条例または地域ビジョン策定などにより、中山間地域の振興施策体制を構築すること。
2. 中山間地域の振興体制が構築されるまでの間、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の指定から外れる（卒業団体となる）旧川根町地域の振興について、過疎地域持続的発展計画が果たしてきた役割を担う仕組みを行政計画に織り込むこと。
3. 旧川根町地域とその他の中山間地域を明確にし、両地域の包括的な振興に取り組む行政組織を設置すること。